

平成30年3月8日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ憲章推進特別委員会資料

目 次

ページ

- I ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及について..... 1
- II 「神奈川県障がい福祉計画」改定案について 5

I ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及について

「ともに生きる社会かながわ憲章」(以下、憲章という)の理念を広め、共生社会を実現していくための平成29年度の取組み及び30年度の取組みの方向性について報告する。

1 平成29年度中の取組み

(1) 共生の理念を広めるイベント「みんなあつまれ」の延期開催

10月21日(土)、22日(日)に予定していた「みんなあつまれ2017」については、台風による荒天により中止となったが、多くの企業や団体に協賛・協力を得た経緯から、3月17日(土)、18日(日)に延期して開催することとなった。

延期開催にあたっては、県議会における意見等も踏まえて、さらに多くの共感を呼べるような内容としていくため、障がい者団体との意見交換を行い、10月に企画した内容に加え、さらに障がい者の参加機会の充実や市町村との連携強化を図った。

また、企業や団体などに対して、改めて体験プログラムの実施や広報などの協力を求め、企画内容の充実も図った。

(2) 障がい者団体等との意見交換

「みんなあつまれ」への障がい当事者の参加促進に向けて、障がい者団体等との意見交換を実施した。

【主な意見】

- ・ イベントに反対というわけではなく、効果的に行ってほしい。
- ・ 福祉に興味がない人を呼ぶという考え方はよいと思う。
- ・ 憲章のチラシを配布しているが、細かいところまでは読まれないので、にぎやかな場所でイベントを開催し、楽しいイベントで憲章の理念に共感してもらおうという考え方はよいと思う。
- ・ 福祉の普及啓発には福祉関係者しか集まらず、集客に苦勞するため、音楽ライブはあっていいと思う。
- ・ 障がい者も演奏して、障がい者もやれるということを見せられる機会にしてほしい。
- ・ 障がい者も健常者と同じであることを、理解してもらうような機会やきっかけは必要だと思う。
- ・ 企画の段階から参加できるよう、来年度は実行委員会に障がい当事者を入れてほしい。
- ・ ボランティアを通じて障がい者と触れ合うと理解が進むため、イベント前に障がい者との接し方や対応の仕方を講習するとよいと思う。
- ・ 工賃アップに向けて頑張っている事業所に、参加を呼びかけてほしい。

(3) 「みんなあつまれ」開催概要

ア 日時

平成30年3月17日(土)、18日(日) 10時から17時まで

イ 場所

横浜赤レンガ倉庫イベント広場(横浜市中区新港1-1)

ウ 主催

みんなあつまれ2017実行委員会

エ 主なプログラム

(ア) みんなあつまれ MUSIC LIVE

アーティストによる音楽ライブに加え、ステージの企画として、学生バンドや障がいのあるアーティストによる音楽ライブ、学生や特別支援学校の生徒などのチームによるテーマソング振付ダンス大会、出演者・来場者と一緒に振付ダンスを行うダンスタイムなどを実施する。

また、企業の協力により、聴覚障がい者も音楽を楽しめる「ボディソニック」を設置する。

(イ) スポーツでみんなあつまれ!

障がい当事者と来場者が一緒に体験できるパラスポーツ体験のプログラムを実施するほか、企業の協力により、3月9日(金)から3月18日(日)まで開催される平昌パラリンピックの速報写真の展示を行う。

(ウ) アートでみんなあつまれ!

障がいのあるアート作家などと一緒に体験できる様々なワークショップや、アート展示、作品を使ったグッズ販売などを行う。

(エ) ともに生きるコーナー

企業や団体の障がい者スポーツ支援、障がい者雇用の取組みのパネル展示や福祉車両展示などを行う。

また、企業と障がい福祉サービス事業所が連携し、神奈川県産食材を使用した新たなメニュー開発の取組を紹介するため、新たに開発したメニューの販売を行うほか、障がい福祉サービス事業所が菓子やパンなどの販売を行う。

(オ) 出店プロジェクト

出店プロジェクトに参加した障がい福祉サービス事業所が、専門家のアドバイスを受けて準備してきたメニューなどを販売する。

(4) 障がい者の参加機会の充実

各プログラムにおいて、次のとおり障がい者が参加機会や体験の共有ができる機会の充実を図った。

プログラム名	障がい者の参加状況
音楽ステージ (みんなあつまれ) MUSIC LIVE	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者のPEIGY氏、脳性まひの障がいがある式町水晶氏など、障がいがありながら音楽活動に取り組むアーティストによる音楽ライブを実施 ・ステージでのテーマソング振付ダンス大会に向けた練習会に、特別支援学校の生徒も参加
スポーツで みんなあつまれ!	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィルチェアラグビーの田邊耕一選手による体験会や射撃でパラリンピックに出場し入賞経験のある田口亜希氏による講演会を実施
アートで みんなあつまれ!	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に参加を予定していた事業所に加えて、新たに募集した障がい福祉サービス事業所が参加し、アートワークショップや作品販売等を実施【11事業所】
ともに生きる コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所と企業が連携して、県産食材を使用した新たなメニューを開発し、PRのため販売 ・新たに募集した障がい福祉サービス事業所が参加して焼き菓子やパン、チョコレートなどの販売を実施【16事業所】
出店プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所が、専門家のアドバイスを受けて準備したメニュー等の販売を実施【6事業所】

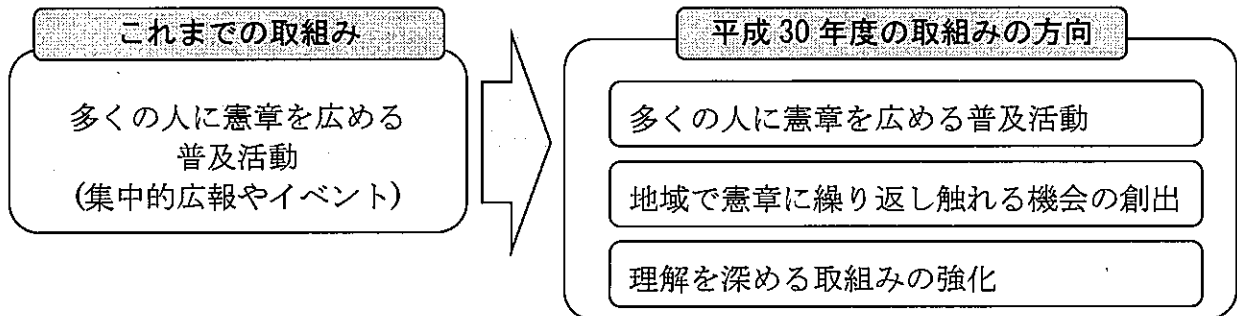
2 平成30年度の実施の方向性

平成28年10月の憲章策定後、様々な機会を捉えて憲章の普及に努めてきたところであるが、平成29年10月に行われた県民ニーズ調査においては、憲章を知らなかったと答えた県民が81.5%であり、憲章の認知度が低いことが明らかとなった。

今後、憲章の認知度を上げていくためには、多くの県民に対して憲章を広めるきっかけづくりの普及活動だけでなく、憲章の理念に繰り返し触れる機会を創出する活動も必要となる。

併せて、子どもから大人まで、世代に応じた様々な場面で、障がい者への偏見や差別を排除するという、憲章の理念をより深く理解できるような取り組みを強化していくことも必要である。

そこで、平成30年度は、多くの人に憲章を広めていく普及活動と併せて、関係各局や市町村等とも連携しながら、憲章に繰り返し触れる機会の創出の取組みや、憲章の理念への理解を深める取組みを強化していく。



(1) 多くの人に憲章を広める普及活動

障がい者との接点が少ない人なども含めて、多くの人に憲章の理念を知ってもらうきっかけづくりの取組みとして、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的な広報などの普及活動は、30年度も引き続き実施していく。

また、共生の理念を広めるイベント「みんなあつまれ2018(仮称)」については、今年度のイベント開催に向けて、多くの企業や団体等が趣旨に賛同いただき協賛・協力を得ており、今後もこの成果を生かしていくことが大切であること、また、3月のイベント開催にあたっては、この間の議会等での意見を受け、障がい当事者の参加機会の充実や市町村との連携を図り、より障がい者が活躍できるような企画として実施することなどの視点を踏まえ、3月に開催するイベントの実施内容、事業規模を基本としつつ、実施結果・効果を検証した上で検討することとする。

(2) 地域で憲章に繰り返し触れる機会の創出

憲章の認知度を上げていくためには、粘り強い普及活動を繰り返し実施していくことが重要であるが、こうした取組みは県だけで行うのではなく、県内各地で市町村や団体等と連携しながら、面的な広がり確保して効果的に実施していく必要がある。

そこで、市町村や団体等の既存イベントなどにおける憲章の普及活動について、より一層充実させながら取り組んでいくほか、「ともに生きる社会かながわ憲章パネル展(仮称)」などを県内各地で展開して、県民に身近な地域での憲章の普及活動を強化していく。

(3) 憲章の理解を深める取組みの強化

憲章の理念への理解を深めていくため、新たに「共生社会実現フォーラム(仮称)」を12月の障害者週間に従来から実施されている「障がい者差別解消フォーラム」と連携し開催する。

「共生社会実現フォーラム(仮称)」の開催にあたっては、障害者差別解消法などの制度の理解とあわせて、共生の理念への理解を深める内容としていく。

このほか、子どもから大人までの各世代に応じて、関係各局とも連携しながら、あらゆる機会を捉えて、憲章の理解に資する取組みの実施を働きかけていく。

Ⅱ 「神奈川県障がい福祉計画」改定案について

平成 27 年 3 月に策定した「神奈川県障がい福祉計画(平成 27 年度～平成 29 年度)」について、計画期間が満了し、新たに計画を策定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

1 これまでの経過

- 平成 29 年 12 月 第 3 回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
- 平成 29 年 12 月 改定計画素案に対するパブリック・コメント、ヒアリングの実施
- 平成 30 年 1 月
- 平成 30 年 2 月 神奈川県障害者施策審議会において改定案を検討

2 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国が示す「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定、「津久井やまゆり園再生基本構想」の策定等を踏まえ、平成 30 年度を初年度とする改定計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく法定計画である都道府県障害児福祉計画を一体として策定するものであり、各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい者及び障がい児の地域生活を支える障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための計画とする。

(3) 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及や津久井やまゆり園の再生を踏まえた今後の県の取組みを計画に反映させる。

3 改定計画案の概要

(1) 基本的理念等

ア 法令の根拠

イ 趣旨及び経過

ウ 目的

エ 基本理念と基本方針

(ア) 基本理念 「ひとりひとりを大切にする」

(イ) 基本方針 「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す

(ウ) 基本的な視点

a 地域生活に向けて

b 地域生活を支えるサービスの充実

c 障がい特性等に配慮した支援

d 障がい保健福祉圏域レベルでの支援

e 障がいを理由とする差別の解消等の推進

f 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念普及

オ 津久井やまゆり園の再生

(ア) 利用者の意思決定支援

(イ) 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

(ウ) 利用者の地域生活移行の促進

(2) 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組み

ア 利用者の意思決定支援

・ 厚生労働省のガイドラインに基づく意思決定支援や相談支援体制の充実

・ 家族・施設職員等へ意思決定支援の意義や内容について積極的な啓発

イ 利用者が安心して安全に生活できる場の確保

・ 津久井やまゆり園のすべての利用者の居室数確保を前提とし、複数の生活の場の選択肢を用意

・ 県立入所施設には専門性の高い入所支援機能と地域生活を支える機能を整備

・ 県所管域における新たな拠点施設の整備について検討

ウ 障がい者の地域生活移行

・ 重度障がい者も受入れ可能なグループホームの施設整備・運営への支援、人材養成

・ グループホームに対する指導・助言の仕組みづくりや体験利用の促進

エ 津久井やまゆり園再生に向けた取組みの進捗について助言を行う組織

・ 神奈川県障害者施策審議会を活用

(3) 平成 32 年度の成果目標の設定

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数 4,899 人のうち 470 人 (10%) が地域生活へ移行することを目指す等。

- イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 保健・医療・福祉関係者による協議の場を各保健福祉事務所・同センター及び市保健所に、平成 32 年度までに 11 か所設置する等。
- ウ 地域生活支援拠点等の整備
 - 各市町村の個別の状況に応じ、十分なサービスを提供するため、市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
- エ 福祉施設の利用者の一般就労への移行等
 - 平成 32 年度中に福祉施設の利用から一般就労に移行する人数を 1,794 人（平成 28 年度実績の 1.6 倍）にすることを目指す等。
- オ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
 - 医療的ケアが必要な障がい児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び市町村において、関係機関による協議の場を設置する。
- (4) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定
- (5) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - ア 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (ア) 訪問系サービス
 - (イ) 日中活動系サービス
 - (ウ) 居住系サービス
 - (エ) 指定計画相談支援
 - (オ) 指定地域相談支援
 - イ 各年度における指定障害児通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - (ア) 障害児通所支援
 - (イ) 障害児相談支援
 - (ウ) 障害児入所支援
 - ウ 指定障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策
 - (ア) 指定障害福祉サービスの利用動向
 - (イ) 指定障害福祉サービス等の提供体制の整備
- (6) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
 - ア 指定障害者支援施設
 - イ 指定障害児入所施設等
- (7) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置
 - ア サービス提供に係る人材の確保・育成

- イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査
- ウ 障がい者等の権利擁護の推進
- エ 障がい者等に対する虐待の防止
- オ 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価
- (8) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - ア 県が実施する地域生活支援事業に関する考え方
 - (ア) 「かながわ障害者計画」の理念の具体化
 - (イ) 施策推進の方向
 - (ウ) 市町村の地域生活支援事業との役割分担
 - イ 実施する事業の内容及び各年度における量の見込み
 - (ア) 専門性の高い相談支援事業
 - (イ) 広域的な支援事業
 - (ウ) サービス・相談支援者、指導者育成事業
 - (エ) その他自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業
 - ウ 各事業の見込量の確保のための方策
- (9) 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期
 - ア 障がい福祉計画の期間
 - イ 見直しの時期
- (10) 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価
- (11) 障がい保健福祉圏域ごとの計画の目標値等

4 改定計画素案に対するパブリック・コメント等の状況

- (1) パブリック・コメント
 - ア 意見募集期間
 - 平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 21 日
 - イ 意見募集方法
 - 県ホームページへの掲載、県のたよりへの募集周知掲載、県機関等での閲覧及び配布、当事者団体等への周知
 - ウ 意見の提出方法
 - 郵送、ファクシミリ、電子メール等
 - エ 提出された意見の件数
 - 106 件
- (2) 障がい当事者等関係団体へのヒアリング
 - ア ヒアリング実施日
 - 平成 30 年 1 月 23 日
 - イ ヒアリング実施団体
 - 8 団体
 - ウ 意見の提出方法
 - 面談

エ 提出された意見の件数

66 件

(3) 意見の概要

ア 意見の内訳

意見内容区分	パブリックコメント 件数	ヒアリング 件数
(ア) 基本的理念等に関する意見	13 件	13 件
(イ) 津久井やまゆり園の再生を踏まえた取組みに関する意見	4 件	5 件
(ウ) 平成 32 年度の成果目標の設定に関する意見	19 件	18 件
(エ) 指定障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域の設定に関する意見	0 件	0 件
(オ) 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関する意見	12 件	3 件
(カ) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数に関する意見	1 件	0 件
(キ) 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保又は資質の向上等のために講ずる措置に関する意見	9 件	7 件
(ク) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項に関する意見	17 件	3 件
(ケ) 障がい福祉計画の期間及び見直しの時期に関する意見	0 件	0 件
(コ) 障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価に関する意見	1 件	1 件
(サ) その他	30 件	16 件
計	106 件	66 件

イ 意見の反映状況

意見反映区分	パブリックコメント 件数	ヒアリング 件数
(ア) 新たな計画案に反映しました。	20 件	25 件
(イ) 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	12 件	9 件
(ウ) 今後の政策運営の参考とします。	44 件	17 件
(エ) 反映できません。	9 件	5 件
(オ) その他（感想・質問等）	21 件	10 件
計	106 件	66 件

ウ 主な意見

(ア) 新たな計画案に反映した意見

- ・ 「津久井やまゆり園の再生の取組みを県全体に広げる」とあるが、県立施設だけではなく、民間施設にも広げてほしい。
 - ・ 地域生活支援事業の、工賃向上計画支援事業の事業の説明文の、「工賃の向上を通じて」という表記、障がい者が、「働き方（生きがい）の向上を通じて」と修正してはどうか。工賃の向上だけが生き生きとその人らしく暮らせるということはいえない。
- (イ) 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ 精神障がいや服薬に関する事など、精神障がい者に対する理解促進を図るべき。
- (ウ) 今後の政策運営の参考とする意見
 - ・ 意思決定支援や相談支援の充実を図ることを県全体において展開するとある。また、その家族に「理解」が必要とあるが、家族がおかれている環境・状態に十分配慮すべき。家族の意思確認のための相談体制の充実をしてほしい。
 - ・ 手話通訳士が不足しているので、県内に勉強できる場所や講習会をもっと増やすべき。
- (エ) 反映できない意見
 - ・ 県が実施する専門性の高い相談支援事業として、発達障害者支援センター運営事業があるが、その事業内容に「歯科医による摂食支援を実施できる機会の提供」を記載してほしい。
- (オ) その他（感想・質問等）
 - ・ 重度障がい者の地域移行や地域生活拠点等、地域で暮らすことが重点に置かれるようになったことは大変うれしいことだ。様々な議論があるが、大卒はととても歓迎すべきことだ。

5 素案からの主な変更点

(1) 記載内容の拡充

- ・ 「1 基本的理念等」「(2)趣旨及び経過」に第4期障がい福祉計画の評価を追記した。
- ・ 「3 平成32年度の成果目標の設定」「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「考え方」に新規入所者の把握に努めることを追記した。
- ・ 「3 平成32年度の成果目標の設定」「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「(4)福祉施設の利用者の一般就労への移行等」の成果目標の人数を、各市町村に再調査し修正した。
- ・ 「3 平成32年度の成果目標の設定」「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「考え方」に、地域包括ケアシステムは、障がい者全体も対象としている旨を追記した。
- ・ SDGsの趣旨を踏まえて取り組むことを追記した。

6 今後のスケジュール

平成30年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 「神奈川県障がい福祉計画」改定案（平成30年度～平成32年度）

障がい者が地域で安心してらせるしくみづくり

予算額：600億7,111万円

【目的】

「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向け、すべての人のいのちを大切に、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組みや、障がい者の社会参加を促進する取組みを県民総ぐるみの体制で展開する。

区分	主な事業名及び事業内容	30年度当初予算額
(1) すべての人のいのちを大切にする取組み		2億6,250万円
ア	ともに生きる社会を支える人づくり	6,738万円
一部(新)①	「いのちの授業」の更なる取組み 学校で行っている「いのちの授業」について、家庭や地域への「つながり」「広がり」をもたせ、更なる推進を図るため、県PTA協議会との協働の仕組みづくりや、保護者・地域への啓発を実施する。	520万円
(新)②	医療的ケア児等コーディネーター等研修事業費 医療的ケアを要する障がい児等の支援人材を養成するため、支援従事者や支援の総合調整を担うコーディネーターの養成研修を実施する。	200万円
その他	○ 喀痰吸引等研修事業費など9事業	6,017万円
イ	すべての人の権利を守るしくみづくり	1億9,512万円
③	かながわ成年後見推進センター事業費 障がい者等の権利擁護を推進するため、成年後見制度の相談や法人後見の支援等を行うかながわ成年後見推進センターを運営する。	2,090万円
その他	○ 福祉サービス利用援助事業費補助など5事業	1億7,421万円
(2) 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み		588億8,577万円
ア	津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開	9億8,984万円
④	津久井やまゆり園除却費 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）（相模原市緑区千木良）の建替工事を実施するため、居住棟、渡り廊下及び作業棟を除却する。	7億2,400万円
⑤	津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築工事設計費 津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）の建替工事及び改修工事を実施するため、基本設計等を行う。	5,400万円
(新)⑥	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援 厚生労働省のガイドラインに基づく全国初の取組みとなる津久井やまゆり園利用者の意思決定支援のため、専門アドバイザーの派遣を行うとともに、意思決定支援に係るマニュアルや支援体制の整備を行う。	4,490万円
(新)⑦	津久井やまゆり園利用者の地域生活移行支援 意思決定支援に基づく津久井やまゆり園利用者の地域生活移行を支援するため、地域移行支援従事者の配置に対して補助するとともに、利用者を受け入れるグループホームの施設整備や運営面でのバックアップ、基準を超える手厚い職員配置に対して補助する。	3,477万円
(新)⑧	意思決定支援の普及啓発と相談支援体制の強化 意思決定支援の普及啓発のため、障がい者の家族や施設職員を対象に出前講座を実施するとともに、相談支援体制の強化のため、相談支援事業所に対する補助や、相談支援専門員の人材確保及び資質向上に向けた研修の充実強化等を行う。	4,137万円
(新)⑨	地域生活移行の支援 障がい者の地域生活移行を支援するため、グループホームを対象に、運営面での支援や、体験利用及び県立施設入所者の受け入れに係る手厚い職員配置に対して補助する。	3,108万円
その他	○ 津久井やまゆり園新築工事の推進に係る各種調査	5,970万円
イ	障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実	578億9,593万円
(新)⑩	精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業費 精神障がい者の地域生活を支えるため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進するほか、地域の精神障がい者への理解促進を図る。	600万円
(新)⑪	医療型短期入所事業所開設促進事業費 重症心身障がい児等が在宅で安心して生活を送ることができるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	616万円

区分	主な事業名及び事業内容	30年度 当初予算額
	⑫ 障害者自立支援給付費等負担金 障がい児者が自立した生活を営むことができるよう支援するため、障害者総合支援法等に基づき、市町村が支弁する障がい福祉サービスに要する費用を負担する。	481億4,086万円
	その他 ○ 重度障害者医療給付事業費補助など22事業	97億4,290万円
(3) 障がいの社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み		7億5,720万円
ア 社会参加への環境づくり		3億7,663万円
	(新) ⑬ 福祉タクシー車両導入促進事業費補助 障がい者や高齢者が容易に移動できる環境を整備し社会参加を促進するため、タクシー事業者等の福祉タクシー車両購入に対して補助する。	3,750万円
	⑭ ホームドア設置促進事業費補助 駅ホームからの転落防止対策等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に対して補助することで早期の設置を促進し、公共交通の安全・安定輸送の確保と利便性の向上を図る。	2億3,456万円
	その他 ○ みんなのバリアフリー街づくり推進事業費など9事業	1億 457万円
イ 就労の支援		3億8,056万円
	⑮ 障害者雇用促進事業費 障害者雇用を促進するため、障害者雇用促進センター（横浜市中区寿町）の職員が中小企業等を個別訪問して情報提供や出前講座等を実施するとともに、地域における障がい者就労支援力を向上するため、就労支援機関に対する支援を実施する。	4,703万円
	その他 ○ 障害者就業・生活支援センター事業費など11事業	3億3,353万円
(4) 憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み		2億2,301万円
ア 憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進		8,889万円
	⑯ ともに生きる社会推進事業費 憲章の理念を県民に広く深く浸透させるため、市町村や団体と連携を図りながら県内各地で開催されるイベント等に参加するなど、年間を通じて普及啓発を行う。	1,931万円
	(新) ⑰ 共生社会実現フォーラム開催事業費 ともに生きる社会への理解を深めることと併せて、障害者差別解消法に基づく合理的配慮や不当な差別的取扱いの禁止等の制度への理解を深めていくため、広く県民に向けて共生社会実現フォーラムを開催する。	200万円
	その他 ○ 障害者理解促進事業費など5事業	6,757万円
イ 教育やスポーツにおける取組み		1億3,412万円
	⑱ インクルーシブ教育推進研究事業費 インクルーシブ教育についての理解啓発を図るとともに、県立高校で知的障がいのある生徒を受け入れていくため、専門家による指導・助言を受け、教材開発等の環境整備を行う。	478万円
	⑲ かながわパラスポーツ推進事業費 「かながわパラスポーツ」の普及推進のため、関係市町村等と連携し、かながわパラスポーツフェスタ等を開催する。また、「かながわパラスポーツ」を地域で普及推進するため、かながわパラスポーツコーディネーターの養成を行う。	946万円
	その他 ○ 障害者スポーツ普及推進事業費など14事業	1億1,987万円

備考 (4)の計 2億2,301万円のうち、(3)との重複 (5,738万円) を除いた額は 1億6,563万円

